

広島県告示第758号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市忠海長浜二丁目1番1号 電源開発株式会社 竹原火力発電所

2 申請の内容

27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設3基を設置するとともに、63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設1基を廃止する。また、排水処理施設における汚水等の汚染状態を変更する。さらに、排水口における排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設（新1号機A/B- No.1洗浄塔）
能	力	処理ガス量 2,749m ³ /h
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	平成31年9月30日
	使用開始予定年月日	平成31年10月1日

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (なし)	
		通常	最大
使用 の 方 法	水素イオン濃度 (水素指数)	4~12	4~12
	化学的酸素要求量	50	100
	窒素含有量	30	200
	磷含有量	3	6
	浮遊物質	10	15
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類)	1	1
	アンモニア, アンモニ ウム化合物, 亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	12	80
	ほう素及びその化合物	15	30
	ふっ素及びその化合物	3	15
	セレン及びその化合物	0.01	0.02
	カドミウム及び その化合物	0.01	0.01
	鉛及びその化合物	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.02	0.02
	砒素及びその化合物	0.05	0.10
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)	110	110

その他参考となるべき事項	同型2基分
--------------	-------

(その2) 新設

種	類	27-ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設（新1号機No.2洗浄塔）			
能	力	処理ガス量 2,274m ³ /h			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	平成31年9月30日			
	使用開始予定年月日	平成31年10月1日			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間連続 (なし)			
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)	(14)		(14)	
その他参考となるべき事項		洗浄水はNo.1洗浄塔に移送して再利用するので汚水は生じない。			

(その3) 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設1基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更

		変更前				変更後			
種	類	脱硫排水処理装置							
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	—				平成31年9月30日			
	使用開始予定年月日	—				平成31年10月1日			
	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

使用 の 方 法	処理前 処理後 の 汚 染 状 況	化学的酸素要求量	(mg/L)	100	150	10	15	90	150	10	15
		窒素含有量		250	500	35	60	210	500	30	60
		浮遊物質		500	1,000	10	15	460	1,000	10	15
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100	200	35	60	84	200	30	60
		ほう素及びその化合物		150	250	100	230	100	250	100	230
		ふっ素及びその化合物		50	100	10	15	40	100	10	15
		カドミウム及びその化合物		—	—	—	—	0.03	0.06	0.03	0.03
		鉛及びその化合物		—	—	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1
		六価クロム化合物		—	—	—	—	0.5	0.5	0.5	0.5
		砒素及びその化合物		—	—	—	—	0.1	0.18	0.1	0.1
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		—	—	—	—	0.01	0.03	0.005	0.005

(3) 排水の汚染状態

(その1) 新設

排水口名	項 目	単独放水時		混合放水時	
		通常	最大	通常	最大
新1号放水口	水素イオン濃度 (水素指数)	7.8~8.2	6.5~8.5	7.8~8.2	6.5~8.5
	化学的酸素要求量	1.7	3.7	1.7	3.7
	浮遊物質	4	8	4	8
	窒素含有量	0.22	0.48	0.22	0.48
	燐含有量	0.026	0.049	0.026	0.049

	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	2,016,000	2,016,000	2,016,000	2,016,000
--	---	-----------	-----------	-----------	-----------

(その2) 変更

排水口名	項 目	変更前 (単独放水時)		変更後 (単独放水時)		変更前 (混合放水時)		変更後 (混合放水時)	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	窒素含有量	35	60	30	60	—	—	—	—
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	35	60	30	60	—	—	—	—
	カドミウム及びその化合物	—	—	0.03	0.03	—	—	—	—
	鉛及びその化合物	—	—	0.1	0.1	—	—	—	—
	六価クロム化合物	—	—	0.5	0.5	—	—	—	—
	砒素及びその化合物	—	—	0.1	0.1	—	—	—	—
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005	0.005	—	—	—	—

(その3) 変更

排水口名	項 目	変更前 (単独放水時)		変更後 (単独放水時)		変更前 (混合放水時)		変更後 (混合放水時)	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

3号 放水 口	窒素含有量	(単位： mg/L)	0.22	0.48	0.22	0.48	0.24	0.51	0.23	0.51
	浮遊物質		3.9	8	4	8	4	8	4	8
	カドミウム及び その化合物		—	—	—	—	—	—	<0.0003	<0.0003
	鉛及びその化合物		—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005
	六価クロム化合物		—	—	—	—	—	—	<0.02	<0.02
	砒素及びその化合物		—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005
	水銀及びアルキル水銀そ の他の水銀化合物		—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005

(その4) 1号放水口の廃止

(その5) 2号放水口の廃止

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年12月26日から平成29年1月16日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市まちづくり推進課